

## みなみのおすすメシ認定要綱

制定：令和4年6月10日  
南政第138号（南区長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、横浜市南区（以下、「南区」という。）の魅力を多くの人にとって身近な「食」を通じて再発見し、区内外へ発信するとともに、コロナ禍における飲食店支援を目的とした「みなみのおすすメシ」事業の実施にあたり、「みなみのおすすメシ」を認定するために必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「みなみのおすすメシ」とは、区民等から推薦があった飲食店のうち、南区長（以下「区長」という。）が認定した飲食店をいう。
- (2) 事業者とは、飲食店を経営する者をいう。
- (3) 区民等とは、南区内に在住・在学・在勤の者をいう。
- (4) 認定事業者とは、「みなみのおすすメシ」として認定された飲食店を経営する者をいう。

### （推薦）

第3条 推薦を行う者は、区民等とする。

- 2 区民等は、複数の飲食店に対し、推薦を行うことができる。ただし、同一人物からの同一の店舗への複数の推薦は1票とみなす。
- 3 飲食店関係者による自店への推薦は有効とする。
- 4 南区内に複数の店舗を有するチェーン店等に対する推薦については、所在地ごとに推薦の票数を管理することとする。
- 5 区民等による推薦のうち、氏名が未記入のもの及び南区在住・在学・在勤の欄が未記入のものについては、無効とする。

### （推薦対象となる飲食店）

第4条 区民等の推薦対象となる飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を有する店舗のうち、南区内で営業中である客席を有する店舗とする。

- 2 前項に関わらず、学生・社員食堂等の利用者が限られる店舗や、インターネットカフェ、カラオケ店、コンビニエンスストア、スーパー、葬儀場等の飲食を主な目的としない店舗は推薦の対象外とする。

### （認定）

第5条 「みなみのおすすメシ」の認定は、次のとおり行う。

- (1) 区長は、区民等からの推薦のあった飲食店のうち、推薦の票数が多い上位60店程度の中から、南区の魅力発信に資すると判断し、かつ、事業者の同意を得た30店程度を「みなみのおすすメシ」として認定する。
- (2) 区長は、認定にあたり、第6条で定める「みなみのおすすメシ検討会」（以下、「検討会」という。）の委員に意見を聞くこととする。

2 次に掲げる事項に該当する飲食店は、認定の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与している場合。

(検討会)

第6条 検討会の委員は、区民及び南区にゆかりのある識者等とする。

2 検討会の運営に必要な事項については、別途要領で定める。

(南区の役割)

第7条 区長は、認定事業者に対して、「みなみのおすすメシ認定証」を交付する。

2 南区は、「みなみのおすすメシ」の情報発信に努めることとする。

(認定事業者の役割)

第8条 認定事業者は、店舗等において「みなみのおすすメシ」に認定された飲食店であることを表示することができる。

2 認定事業者は、店舗名、住所等を変更するときや、営業を終了するときは、速やかに南区へ連絡しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 区長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 南区内で営業の実態がなくなったとき。
- (2) 認定事業者から認定取消しの申し出があったとき。
- (3) 法令違反等、「みなみのおすすメシ」としての認定にふさわしくないと区長が認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。